

## 相楽台9丁目15番建築協定【概要版】

**協定区域**：相楽台9丁目15番地1

**区域面積**：9,645.50 m<sup>2</sup>

### 協定内容（協定書より抜粋）

（建築物の基準）

第6条 協定区域内の建築物の敷地、用途は、次の各号に定める基準によらなければならぬ。

- (1) 敷地は、180 m<sup>2</sup>以上を確保するものとする。
- (2) 建築物の用途は一戸建専用住宅とし、共同住宅を建築することはできないものとする。
- (3) 建築面積の敷地面積に対する割合は10分の5以下とする。
- (4) 延べ面積の敷地面積に対する割合は10分の8以下とする。
- (5) 建築物の各部分の地盤面からの高さは、当該部分から、前面道路の反対側の境界線、又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに5mを加えたものの以下であって、かつ10mを超えないものとする。
- (6) 敷地内の空地は、樹木等により極力緑化し、維持管理に努めるものとする。
- (7) 道路に面する垣又は柵の構造は、植栽又は透視可能なフェンスと植栽を組み合わせたものとし、見通し及び緑化の妨げとなるコンクリートブロック塀等にしてはならない。ただし、宅地地盤高より高さ60cm以下の腰積みと門柱及び意匠上これに付属するものの併設はこの限りでない。
- (8) 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は1m以上とする。  
ただし次の各号にかかるものはこの限りでない。
  - ①外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下である場合。
  - ②物置その他これに類する用途に供し軒の高さが2.3m以下で、かつ床面積の合計が5m<sup>2</sup>以下である場合。
  - ③自動車車庫で、軒の高さが2.3m以下であるとき。
- (9) 建築物・門等の色彩及び形態は、周囲の環境に調和し、かつ、良好な住宅地にふさわしいものとする。
- (10) 屋外広告物の設置は原則として禁止し、委員会が認める場合は、この限りでない。

**建築協定区域 :** ■

